固定価格買取制度（FIT）のバイオマス発電燃料調達における FSC 認証制度の利用に当たっての関係事業者様へのご注意

最終版：2020 年 6 月 22 日

固定価格買取制度（FIT）のバイオマス発電燃料調達では、輸入木材が一般木質バイオマスとして認められるために、林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（合法性ガイドライン）に基づく証明が求められますが、証明方法の 1 つとして FSC 認証が利用されています。しかし現在、この利用方法について懸念が上げられており、FSC 認証の名前で不適切な取引が行われている可能性が示唆されています。

FSC は本来、持続可能な森林の利用に寄与する原材料を適切に使った製品を認証ラベルによって識別し、消費者に届けることを目的として作られた制度であり、必ずしもバイオマス発電もしくは FIT 制度における証明に合った設計にはなっていません。また、FSC 認証表示は、あくまで製品に含まれる森林由来の部分に対する表示であり、農業残渣などの非森林由来の原材料（中立原材料）については、それが含まれるかどうかも含め、FSC 認証で保証することはできません。そのため、FSC 認証バイオマスを適切に FIT 制度で利用するには、FIT 制度と FSC 認証制度の両方についての正確な知識が不可欠です。

現在、ベトナム等の国からの輸入木質燃料ペレットで大量の認証偽装が行われているという疑惑が取りざたされていますが、これも指摘されている認証材の偽装の可能性のほか、認証制度の想定外の目的への利用や FIT 制度と FSC 認証制度の違いなど、認証制度外の問題に起因する可能性があります。

そこで本文書では、FIT 制度に関連して FSC 認証材の利用に関わる皆様を対象に、FSC 認証制度について正確に理解し、認証材を適切に利用していただくべく、FSC 認証制度の FIT 制度における利用について注意点を説明いたします。また、末尾に FSC 認証材の確認の仕方のチャートも掲載していますので併せてご参照ください。これらの注意点をよくご確認いただき、FIT 制度における正しい FSC 認証バイオマス燃料の利用に努めていただきますようご願申し上げます。

FSC 認証材は、FSC 認証取得者からしか調達できません

FSC CoC 認証は、FSC 認証製品の生産に原材料として適格なもののみが使われ、ルールに沿って混ぜられ、管理されているかを確認するための非常に重要な仕組みです。CoC 認証では、第三者から定期的に監査を受けることで、基準に基づく適切な管理が行われているかが確認されています。一方、CoC 認証を取得していない業者（非認証取得者）は取り扱う木材の管理について FSC の基準に沿った客観的な評価を受けていません。そのため、たとえそれらしき書類を伴い「これは FSC 認証取得者から購入した、FSC 認証林由来のものです」と主張していても、それは何の保証もない自己主張に過ぎません。FSC 認証制度では、元々は認証取得者から供給された認証材であっても、非認証取得者が取り扱った時点でどのような管理がされているか保証できないため、全て非認証扱いになります。認証材を調達する際は、必ず供給者が有効な認証を保持しているかどうかをご確認ください。認証の有効性は、以下の FSC 認証取得者データベースから確認できます。

NPO 法人 日本森林管理協議会（FSC®ジャパン）
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-4-4- 武蔵ビル 5F

https://info.fsc.org/certificate.php?lang=JPN
FSC 認証制度上、FSC 非認証取得者が FSC 認証材として製品を販売することは認証偽装に当たります。

FSC 認証取得者からの木材 = 認証材ではありません

ほとんどの FSC 認証取得者は、認証材以外の一般木材も取り扱っています。そのため、FSC 認証取得者から購入した木材が認証材であるとは限りません。FSC 認証材であることを確認するには、取引書類（請求書、納品書、伝票）に「FSC 100%」「FSC ミックス XX%」等の表示と認証取得者の認証番号が記載されていることをお確かめください。これらの記載がない場合は、FSC 認証取得者から購入したものであっても認証材とは認められません。更に、認証取得者が商品を認証材として販売するには、その商品に該当する製品タイプが認証範囲に含まれていることが必要です。FSC 認証材を購入される際は、上記 FSC 認証取得者データベースで、供給業者の認証範囲にその製品に該当する適当な製品タイプが含まれることをご確認ください。これが確認できない場合、その商品は認証製品として販売されるべきものではない可能性があります。

FSC 認証材＝FSC 認証林から生産された木材ではありません

「FSC 認証材＝FSC 認証林から生産された木材」という関係が成り立つのは FSC 100%表示を伴う認証材だけであり、実際に取引されている FSC 認証製品の多くはその他の原材料も含まれる FSC ミックスです。また、全て再生資源から作られた FSC リサイクル材というのもあります。

なお、FSC 認証表示は、あくまで製品に含まれる森林由来の部分に対する表示であり、どのような FSC 認証表示を伴う認証材であっても、農業残渣などの非森林由来の原材料（中立原材料）が含まれるかどうかについては、FSC 認証では確認することができません。

●FSC ミックスについて

FSC ミックス木材に含まれる可能性のある原材料には、以下のものがあります。原材料は、FSC 認証製品のパーセンテージ表示や FSC 認証製品として販売できる量に貢献できる「表示に寄与できる原材料」とその他の原材料（FSC パーセンテージや FSC 認証製品として販売できる量には貢献しないが混ぜてもよいとされるもの）に分けられます。

<表示に寄与する原材料>
- FSC100%木材：責任ある森林管理の原則・基準に則り認証された認証林から生産された木材。
- FSC ポストコンシューマー回収木材：市中回収廃棄物、建築廃材等、最終消費者により意図した目的のために使用され、回収された木材。回収前にもともと FSC 認証であったかどうかは問われません。FSC のポストコンシューマー回収木材は、FIT 制度において一般木質バイオマスとして取り扱うことはできません。

<表示に寄与しない原材料>
- FSC プレコンシューマー回収木材：二次加工工程またはそれ以降の川下産業の工程において意図せず生産され回収された森林由来の原材料。産業廃棄物の多くが該当します。回収前にもともと FSC 認証であったかどうかは問われません。

- FSC 管理木材：規定された評価プロセスを経て、FSC が許さない以下の供給源に由来するものではないと確認されたバージン木材：1) 違法に伐採された木材、2) 伝統的権利及び人権を侵害して伐採された木材、3) 管理活動により高い保護価値(HCV)が脅かされている森林からの木材、4)人工林または森林以外の土地利用に転換されている自然林からの木材、5) 遺伝子組換え樹木が植えられている森林からの木材。

FSC 認証制度において異なる FSC 原材料を混ぜる際の管理方法として、パーセンテージシステムとクレジットシステムがあります。パーセンテージシステムは、使われた森林由来の原材料の中に占める「表示に寄与する原材料」の割合を示す方法です。例えば、FSC ミックス 70%のバイオマスペレットの場合、表示に寄与する原材料（FSC 100%木材 + FSC ポストコンシューマー回収木材）が 70%含まれており、残りの 30%はその他の表示に寄与しない原材料（管理木材+プレコンシューマー回収木材）となります。一方、クレジットシステムは、FSC 表示付きで販売される製品に見合うだけの「表示に寄与する原材料」が生産工程で投入されていることを保証するもので、販売された認証製品自体に一定の割合の認証林に由来する木材の量や「表示に寄与する原材料」が含まれることを保証するものではありません。また、どちらのシステムでも、製品の表示からはどのような原材料がどれだけ使われているかはわかりません。

●ポストコンシューマー回収材について

FSC 認証制度上は、木質建設資材廃棄物もポストコンシューマー回収木材として、FSC 認証林由来の FSC 100%木材と同等の「表示に寄与する原材料」という扱いとなります。一方、FIT 制度では建設資材廃棄物は一般木質バイオマスとは別の分類であり、一般木質バイオマスとして取り扱うことはできません。より低い買取価格が設定されている建設資材廃棄物等を含む可能性がある FSC ミックス材や FSC リサイクル材をすべて一般木質バイオマスとして販売することは FIT 認証における虚偽表示に当たる可能性があり、バイオマス原材料の中身に見合わない金額の FIT 賦課金を得てしまうことになりかねません。

●管理木材について

管理木材は、上述のように、環境・社会的リスクが低いと確認されたバージン木材で、それが由来する森林の認証を必要としていないため、比較的調達が簡単だと考えられています。FSC 管理木材は他の原材料と混ぜて FSC ミックス材の生産に使われる前提の原材料であり、それ単独での消費は本来想定されていないため、FSC 制度上は認証取得者間でのみ取引が認められています。つまり、FSC 認証を取得していない発電所に対し認証取得者がバイオマス燃料を FSC 管理木材として販売することはできません。

管理木材を FSC 認証林由来の FSC 100%認証材に混ぜるに当たり、クレジットシステムでは認証製品生産に使われた「表示に寄与する原材料」の量に相当する量しか FSC 認証製品として販売できず、パーセンテージシステムではミックス 70%以上のものにしか FSC ラベルは付けられないため、消費者に対する認証ラベル表示を目的とする従来のシステムでは管理木材を大量に混合することによって FSC ミックス材の生産量を増やすのは意味がなく、行われることはありませんでした。しかし、FIT 制度の一般木質バイオマスの原料として、必ずしも認証材ではなく、合法性が担保されたバージン木質原材料が求められる場合、管理木材にも認証林由来の木材と同等

の価値が見出されます。その結果、本来は考えられない割合の管理木材が混ぜられ、認証林由来の原材料はわずかしか含まれない大量の FSC ミックス材が一般木質バイオマスとして取引されるようになったということも考えられます。これについては、FSC 認証制度上も FIT 制度上もルールに違反するものではありませんが、認証材が意図せぬ目的に使われたことから生じた、FSC 認証制度設計上は予測されていなかった事態と言えます。

さらに FSC 認証制度では、制度上より価値の高い分類の原材料や製品を、低い価値をもつ表示で販売することが許されています。ここで、管理木材は FSC の認証材と混ぜることができる原材料中で最も低い分類であるため、理論上、FSC 100%や FSC ミックスのものを管理木材という表示で販売することも可能です。こうした表示の「格下げ」は、認証製品として最終的にラベルを付けられる商品の量を減らすことであり、消費者に対してラベル表示により認証の価値をアピールする従来の認証製品のサプライチェーンではメリットがなく、あまり考えられないことでした。しかし、FIT 制度で一般木質バイオマスの原料としてバージン木材が求められ、管理木材が認証林由来の木材と同様、一般木質バイオマスの原料として認められる一方、FSC ミックスは一般木質バイオマスには不適当とされる場合、FIT 制度上は管理木材に FSC ミックス以上の価値が見出されてしまいます。この状況下では一般木質バイオマスとして販売するため、FIT 上はより価値の低い建築廃材等も含む FSC ミックス材をわざと管理木材と表示して販売するということも考えられます。

元々はバージン木材として調達される管理木材ですが、FSC ミックスが格下げされて「管理木材」となる可能性も考慮すると、取引されている管理木材がバージン木材由来だという保証はなく、FIT 制度上の一般木質バイオマスの原料としてふさわしくない可能性もあります。

●中立原材料について

持続可能な森林利用に資する製品を消費者に目に見える形で届けることを目的に作られた FSC 認証制度では、あくまでも森林由来の原材料のみが考慮され、金属、ガラス、プラスチック等の非森林由来の原材料には認証要求事項は適用されません。例えば、天板のみ木材であり、脚部は金属で作られたテーブルの場合、脚部の金属はカウントされず、天板が FSC100%であれば FSC100%の製品となります。

FSC 認証では、バイオマスの原材料となり得るもみ殻、バガスや PKS（パーム椰子殻）等の農業残渣も中立原材料という扱いになります。原材料をミックスする場合もこうした中立原材料は計算には入りません。つまり、FSC 認証林に由来する FSC100%認証材を 1 単位と農業残渣 9 単位をミックスしてバイオマスペレットを作ると、計算上の FSC100%のバイオマスペレットが 10 単位できることになります。しかし、含まれている中立原材料の内容や割合については表示されませんので、原材料に農業残渣等の非森林由来のものが混ぜられているかどうかは表示上判別がつきません。

一方、FIT 制度では原材料分類ごとの取扱管理が求められています。中立原材料を含む可能性がある FSC バイオマスペレットの全量を一般木質バイオマス燃料として販売することは、FIT 制度上の虚偽表示に当たりかねず、それにより農業残渣由来のバイオマスの調達に本来必要とされる持続可能性（合法性）の証明や第三者認証が行われなくなってしまう恐れがあります。

FSC 認証制度における不正への対応について

生産国における FSC 認証林面積から想定される生産量を大幅に上回る木質バイオマスが日本や韓国に輸入されていることから、FSC 認証材偽装の可能性が疑われています。しかし、FSC 認証制度上は、管理木材や回収材、中立原材料など認証林に由来しない木材との混合が認められているため、大量に出回る認証材が必ずしも FSC 認証制度における不正や認証偽装に起因するものとは限りません。しかし、FSC 認証制度の信頼性を脅かす不正については、FSC は必要な調査を行い、不正が発覚した認証取得者には認証の停止や関係断絶等の厳しい措置が課されます。非認証取得者に対しても、FSC 認証偽装等の不正が明るみに出た場合は、法的措置等の断固とした態度で臨みます。

事業者の皆様には、上記の点を踏まえ、適切な FSC 認証材の利用にご協力いただきますようお願い申し上げます。

FSC 認証制度や認証材についてのご質問については、認証取得されている事業者さまは認証を管理する認証機関にお問合せください。その他の方は、FSC ジャパンの以下の担当者までご連絡ください。

FSC ジャパン
指針・規格コーディネーター
三柴ちさと
c.mishiba@jp.fsc.org

マーケティング＆広報担当
河野絵美佳
e.kohno@jp.fsc.org

FSC認証材の確認の仕方

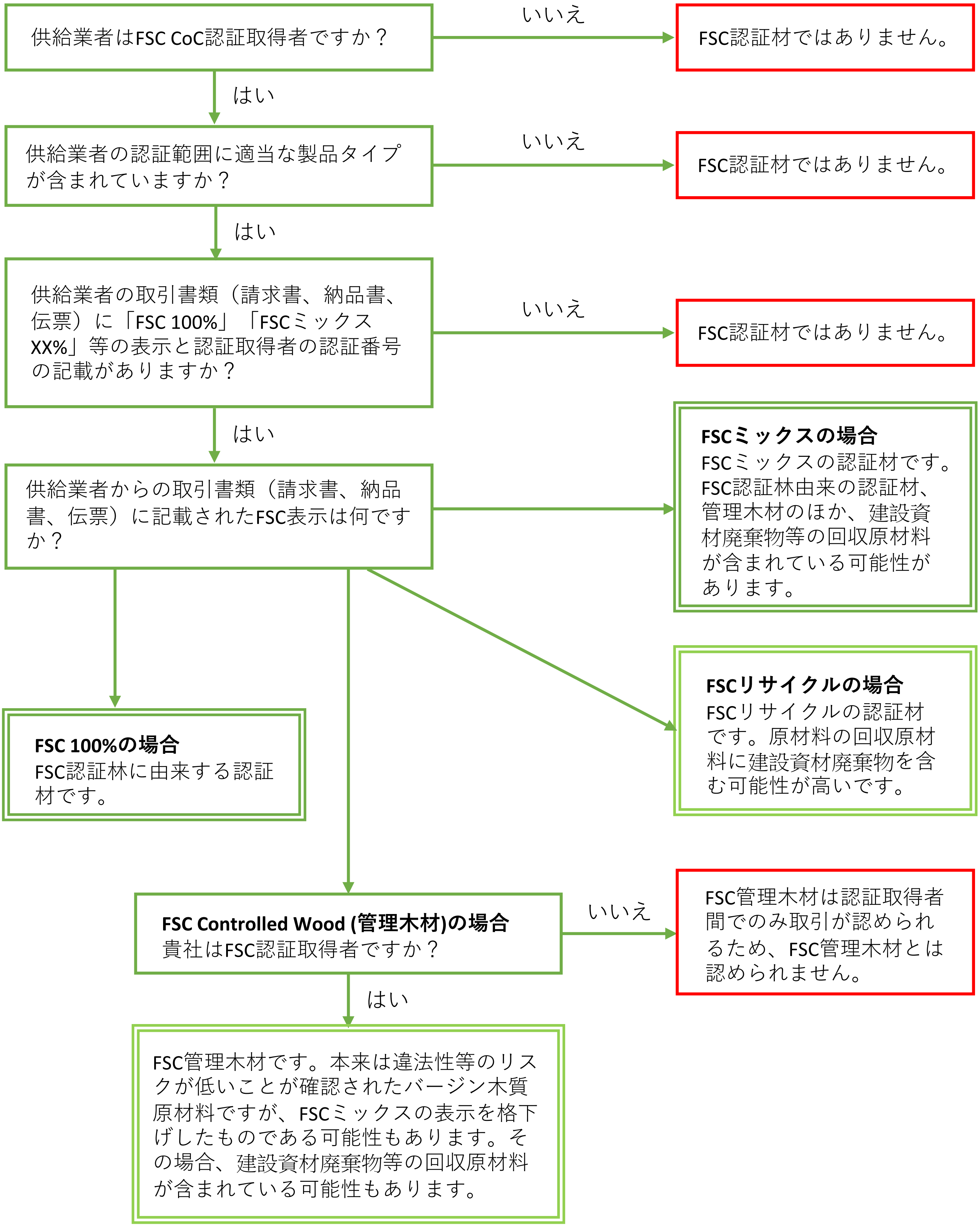

※FSC認証表示は、あくまで製品に含まれる森林由来の部分に対する表示です。農業残渣などの非森林由来の原材料（中立原材料）については、それが含まれるかどうかも含め、全く保証はありません。